

「アラブゲリヤと世界赤軍」(一九七一年 京大出版会)

PLO政治綱領

次にかかるのは、三月上旬カイロで開かれたパレスチナ国民議会によって採択された政治綱領の全文である。

序 説

一九六五年のはじめ、侵略勢力によってパレスチナの地に維持されているシオニストの政治的存立に対し、武器をとつて革命に起ち上つて以来、わが闘う人民の前衛たちは、多くのアラブ大衆や、その後に控える世界のすべての自由な人民とともに、武装闘争こそがパレスチナ全土を解放する唯一にして不可欠の方法だと信じてきた。

今日、パレスチナ革命は、凶暴な皆殺しの試みに直面し、その闘いは危機的な局面にある。九月の虐殺中のヨルダンの事態も、占領地区の事態も、抑圧と大量虐殺という点でこの試みとしているのである。

今、この邪悪なたぐらみは、パレスチナ革命とヨルダンの民族運動との掃討をその狙いとしている。それはま

た、革命精神とパレスチナ民族運動全体に対して、先を向けている。かくて、一方では世界帝国主義と世界シオニズムとが、他方ではシオニスト植民国家とアラブ世界の反動勢力とが、パレスチナ革命の段階的拡大とそのアラブ世界への波及にひそむ危険を抑止し、それによって、世界のこの一区画におけるかれらの共通の利益を破壊せずにはいない敵の利益をなぎ倒すべく、この凶暴な掃討をめざして、攻撃を開始する時だとの合意に達したのである。

さらに、インドシナ情勢の爆発と、ラオスやカンボジアにおける革命の持続的な前進とは、ベトナム革命の新たな勝利とも相まって、アメリカとその一派に対し、一九六七年における敵方の軍事的勝利を確かなものとみとめた上で、この地域に平和を取り戻すあらゆる可能な手段を模索することを促した。

だからして、パレスチナ革命は、もはや帝国主義・シ

オニズムとの闘いの前線でのみ抑制や攪乱や策略にまわされたいたばかりではなく、アラブ民族内の反革命勢力、すなわち内訌や側面戦によりパレスチナ革命を疲れさせ、内部から引き裂く任務を負う勢力との闘いの戦線全体にわたっても、同様な挑戦を受けていたのである。

このよつた最近の危機的な状態に直面する中で、パレスチナ革命のすべての党派と勢力とは、以下に掲げる原則のもとに、暫定的な政治綱領を明らかにすることに同意した。この綱領が現局面におけるべき諸問題に答えるものとなることを望み、それを、革命を段階的に拡大させ、その組織力を強め、パレスチナ大衆、アラブ大衆の更なる支持を結集するための行動計画として用いることを誓い合つたのである。

第一章 パレスチナ・レベルで

一、パレスチナ解放機構〔P.L.O.〕は、あらゆる戦闘組織、政治組織や、あらゆる協会、組合、結社に属するパレスチナ・アラブ人民大衆の唯一の代表であり、これら諸組織が、パレスチナ憲章、P.L.O.の立法機関や行政機関の決定、政治綱領、軍事綱領、P.L.O.細則を支持

することを誓い、全パレスチナの完全な解放とパレスチナ人民の故国への帰還のための闘争に挺身するかぎりは、その傾向や意見を問わない。革命の安全を脅かしたり、国民憲法の諸原則に違反したりした場合を除いては、ある個人や集団をP.L.O.の構成員から除名することは許されない。除名は、P.L.O.執行委員会、もしくは、国民議会開催中には国民議会の決定によって行なわれる。

二、パレスチナ革命の基本的中心的な目的が、故国パレスチナ全体の完全な解放であるとはいっても、その過渡的な目的は、革命を敵から守ることと、パレスチナ大衆を革命的、政治的、軍事的、心理的に流動化させ、かれらすべてを解放戦争に参加させて、基本的な目的を達成するために革命を段階的に拡大させてゆくことにある。これらは、敵との武装闘争の段階的拡大と、この目標に向けて占領下にある国内外のすべてのパレスチナ大衆を統合してゆく中で行なわれる。

第二章 パレスチナ革命の性格

一、パレスチナ革命は、民族解放運動である。それゆえ、それは他の民族解放運動や社会主義諸国、さらには

第三章 闘争形態

世界の革命的民主的な諸勢力と、外国支配と闘い解放の不可避性を信じその実現のための闘いに加わる覚悟を固めたすべての大衆の運動であるという点で、その戦略戦術を同じくする。このことは、パレスチナ人民が、民族のいかなる階級階層に位置し、いかなる組織や集団に属し、またその主義主張がいかなるものであろうとも、一体となつてその武力による民族革命に加わる使命を帶びていることを意味している。

二、パレスチナ革命は、パレスチナのアラブ社会における進歩の運動を代表しており、その根柢は次の通りである。

a・歴史の進路に立ちはだかる世界の暗黒の勢力の一部をなす、人種主義者型の占領に闘いを挑んでいること。

b・わが人民の権利を疎外し、希望をくじくシオニストの占領の庇護者である、アメリカを先頭とする世界帝国主義と闘っていること。

c・民主主義、平和、正義、自由、平等の原則が支配し、すべての権利と自由が保障され、あらゆる型の封建的搾取、人種的・宗教的差別が駆逐されたパレスチナ・アラブ社会の建設を意図している

一九六五年のはじめにパレスチナ人民の革命的前衛たちによって着手された武装闘争（ゲリラ戦争が解放のために広範な人民戦争へと段階的に拡大されたことを意味する）は、パレスチナ解放闘争の主要形態である。正規軍とコマンド軍との、武装闘争における共同行動は、人民革命の勝利の実現を一層容易なものとする。そのほかの闘争形態も、すべてこの武装闘争にそるものとして行なわれなければならない。

第四章 パレスチナ問題の唯一の解決

パレスチナ問題の唯一の解決は、武装闘争を絶た上で全パレスチナの解放である。それゆえ、アラブ人一掃による「解決」や、パレスチナ人民の故国全体に対する当然の歴史的な権利を侵害するような他の解決は、すべて斥けられる。この立場から、パレスチナ革命は、次のような点に関して、明確な公約を宣言するものである。

a・革命をはばみ、さまたげ、ねじ曲げようとする

すべての企て、試み、陰謀、暴力に対する闘い。

その形態を問わず、あらゆるアラブ人一掃計画に

対する仮借なき闘い。これらは、パレスチナ革命

の発展と、そのあらゆる分野における成果の増大

とを必要としている。

b・パレスチナの地の一部に、傀儡国家を打ちたて

ようとする者たちに對する強力な攻撃。なぜなら、

このような傀儡国家創設の努力は、パレスチナ問題を水に流そうとする企ての一部をなしているからである。

c・パレスチナ革命の路線を守り、ヨルダンの民族運動やアラブ民族運動と密接不可分に共闘するパレスチナ人の民族としての存在権を守るために、

あらゆる必要に対し決定的な手段をとること。

第五章 民主的パレスチナ国家

パレスチナの武装闘争は、ユダヤ人に対する、人種的な闘争でも宗教的な闘争でもない。それゆえにこそ、シオニスト植民地主義から解放された将来のパレスチナ国

家は、民主的パレスチナ国家となり、そこで平和に暮らすことを望むものは、ヨルダン川両岸の人民の統一を重要な前提とした、アラブ民族の民族的解放と完全な統一という大目標の枠内で、平等な権利と義務とを享受することになるのである。

第六章 ヨルダン・レベルでの活動

ヨルダンをパレスチナに結びつけるものは、民族のきづなであり、いつとも知れぬ遠い者から、歴史、文化、言語によって醸成された民族としての一体性である。

東ヨルダンとパレスチナとに別々の政治体を創設することは、何らの正当性も持たないし、受け入れ可能な約束だとも思われない。これはむしろ、第一次大戦後、我がアラブ民族の統一を引き裂くべく、植民地主義者が行なった分断工作の範疇に属している。

しかし、この分断工作は、東西両岸の大衆が、同じ民族に属していると感じ、帝国主義者・シオニストの陰謀に對して統一を維持するのを妨げるることはできない。パレスチナ解放のスローガンを掲げたパレスチナ革命には、この川の両岸を区別するような意図はなかった。

させることが、この一体性を強めてゆく」とが我々に求められている。

第七章 一般原則

また、パレスチナ人民の闘争を、ヨルダン大衆の闘争から切り離しうるものだと考へなかつた。歴史の現局面における必要を考慮した上で、パレスチナ革命は、問題の焦点をパレスチナの、アラブの、そして国際的なレベルにまで及ぼすために、すべての勢力をパレスチナに集中させるよう努めた。

パレスチナおよびヨルダンの大衆に向けられた我々の関心は、それが解放闘争の段階的拡大の中で果す役割の認識とともに、我々の信念を強固なものとしており、その理由は次の通りである。

a・この地域的統一は、ヨルダン民族戦線という形式での共闘に反映されなければならず、この民族戦線は、パレスチナの解放に加わり闘うパレスチナの諸勢力を、あらゆる手段を講じて援助するよう民族的体制をヨルダンに打ちたてることをその基本的な任務の一つとする。これがまた、解放と統一を目指すアラブ民族の闘いの一部をなすのである。

b・パレスチナと東ヨルダンとの一体性は、民族としての一体性であり、それを守り、かつそれを弱めあるいは解体しようとするあらゆる試みを挫折

民族的統一は、次のような組織原則に基づく。

一、PLOは、パレスチナ全土を解放する武装革命のために、すべての革命勢力を配置する枠組である。この機構は、その路線を規定し、目的を定め、活動を組織する一つの憲章を持ち、また、国民議会と、国民議会によって選ばれ、細則に規定されているように、最も権威あるPLO執行部として機能する。この指導部は、あらゆる分野におけるパレスチナ人の活動に対し統一された一般計画を起草する任務を負う。この計画は、革命のすべての手立てを集めたPLOの機関を通じて履行される。

二、すべてのコマンド組織(決死隊)、戦闘部隊、組合、民族指導者は、パレスチナ国民憲章と、国民議会の諸決定とを完全に守るという条件のもとに、国民的統一に参加を許される。

三、同一のイデオロギーあるいは政治思想を持つコマンド組織を、单一の組織に統合することは、民族的必要

事である。しかし、このよつた合同までは、各組織は、他のすべての諸組織を解体しP.L.O.に組み込んだ場合、その組織的存続を守る権利を持つ。民主集中制、集団指導制、少数者の多数決への拘束の原理は、P.L.O.の立法部においても、最高執行部においても支配する。

採択された決定に従う場合には、立法部、執行部を通じて、その見解を再審議にかけることは、各組織、集団の権利である。各組織は、その幹部の間で、立法部、執行部によって採択された決定を批判する権利を保持する。

ヨルダンの民族的行動の場合、このことはヨルダン民族戦線の綱領によつて左右される。

- P.L.O.は、次のような組織構造をもつ。
- 一、国民議会
 - 二、中央委員会
 - 三、政治局
 - 四、諸機関・諸部門
 - 五、パレスチナ革命のための軍事指導部
 - 六、パレスチナ国民基金

①国民議会

A. 国民議会は百五十名の議員から成る。

B. 国民議会は、民族的統一の中での戦線というような関係を考慮して、年一回の会合をもつ。議員は次のものの中から選ばれる。

- a. 戰闘部隊の代表者

- b. 組合・職能組合、大衆組織の代表者

- c. 革命に参加する知識人、専門家

d. 地域ごとの代表選出は、可能な限り考慮に入れられる

これらすべては、パレスチナ国民憲章への誓約を条件とする。

六、司令部の決定に絶対に従うことは、行軍の統一をまもる上で、基本的な条件となる。指導部はこの決定ならびに国民議会の決定を果す義務を負う。また革命のより高い利益と思われるものに照して、不従順と規律の欠如の問題を処理する。

七、議員を選出する。

C. 前述の国民議会の任期は、その第一回会合の時から数えて三年とする。

D. 新しい国民議会が一九七一年六月三十日以前に開かれる場合には、中央委員会が、国民議会の議長および軍の長、さらに適當と認められた人員とともに、

②中央委員会

③政治局

④革命軍の総司令部——パレスチナ革命は、三つの主要戦闘部隊を持つ。①正規軍②コマンド軍(決死隊)③民兵組織

司令部の機能は、次の通りである。

一、軍事行動の指揮

二、革命軍のための必要な計画の立案

三、立案された計画に従つての軍事行動の段階的拡大

四、組織、訓練、武装、作戦における統一に基づいた

革命軍の再組織

五、あらゆる方面での、革命闘争の本質に適つた戦闘

単位とその戦力の強化

六、国民議会の承認をうけた諸勢力に单一の指針を与

その機能を果すため、政治局は次のような部局を設ける。1、政治・情報部、2、書記局および行政部、3、軍事部、4、組織・動員部、5、地域(地方)委員会、7、その機能と目的を果すために、P.L.O.指導部は、他にも部局を設ける。これらの序や部の権限、専門、活動範囲は、国内法に記載される。

第八章 組織構造